

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	38	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充・延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 対象地域の不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設その他地震防災上の措置が必要な施設・事業を管理・運営する個人又は法人が、地震防災対策のため一定の資産を取得した場合の固定資産税の課税標準額を3年間2／3に軽減する措置。 （要件1）対象者 ①物品販売業を営む店舗（30人以上収容）、飲食店（30人以上収容）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設又は事業を管理・運営する者 ②石油類、火薬類、高压ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設又は事業を管理・運営する者 等 （要件2）対象エリア ①南海トラフ地震防災対策推進地域 ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 ③首都直下地震緊急対策区域 （要件3）対象資産 ①緊急地震速報受信装置（これと同時に設置する専用の報知装置を含む。） ②緊急遮断装置（①と同時に設置する場合。） ③感震装置（①及び②と同時に設置する場合。） ・ 特例措置の内容 上記の特例措置について、対象地域を全国に拡充し、適用期限を3年間（令和11年3月31日まで）延長する。		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条第5項、同法施行令附則第11条第7項、同法施行規則附則第6条第23項 〕		
減収 見込額	[初年度] ▲0.0 (▲0.1) [平年度] ▲0.1 (▲0.1) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（1）政策目的 世界の大規模地震（マグニチュード6以上）の約2割が発生する地震多発国である我が国では、これまでも、平成7年阪神・淡路大震災や平成16年新潟県中越地震、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震など、多くの地震災害に繰り返し見舞われてきた。また、令和6年能登半島地震においては、多くの人命や家屋等への甚大な被害が生じており、地震への対策は急務である。 これらの地震による甚大な被害を防止・軽減するためには、行政だけでなく事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。このため、対象地域の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、地震発生時における事業者自体の被害の軽減を図ることが重要である。 （2）施策の必要性 緊急地震速報受信装置及びその関連設備は、不特定多数の者が利用しており被災時に大きな混乱が生じ被害が拡大するおそれがある施設や、危険物を取り扱う施設等に設置されることにより、当該施設における機械等の停止やその利用者へ予測震度や到達時間を事前に報知すること等を通じて、事業所自体における被害を軽減するとともに、利用者の生命・身体の安全の確保等が可能となる。震度6弱以上の地震が発生した場		

	合、甚大な人的・物的被害が発生することが見込まれるため、これらの被害を軽減し、その拡大を防止するために、緊急地震速報受信装置等の設置の促進は不可欠である。
本要望に対応する縮減案	なし

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○防災基本計画 第3編 地震災害対策編 第1章 災害予防 第3節国民の防災活動の促進 3 国民の防災活動の環境整備 (3) 企業防災の促進 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。 ○南海トラフ地震防災対策推進基本計画 第3章南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策 第1節 地震対策 2 火災対策 国、地方公共団体、関係事業者は、…緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発…等の安全対策を促進する。 ○大規模地震防災・減災対策大綱（平成26年3月28日中央防災会議決定） 1. 事前防災 (1) 建築物の耐震化等 2) 耐震化を促進するための環境整備 ・ 国、地方公共団体は、地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報の利活用や速報の迅速化を推進する。 4) エレベータ内の閉じ込め防止技術の導入促進 ・ 国、地方公共団体は、…緊急地震速報を利用した地震時管制運転装置の活用の検討等により、エレベータ内の閉じ込め防止対策を促進する。 (3) 火災対策 1) 出火防止対策 ・ 国、地方公共団体、関係事業者は、地震火災発生のも因である電気に起因する火災の発生等を防ぐため、主に市街地延焼火災の発生の高危険性の高い地域を中心として…緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発等を促進する。 (5) ライフライン及びインフラの確保対策 3) 交通施設の安全・機能確保対策、広域連携のための交通基盤確保 ・ 国、地方公共団体は、交通施設・車両安全対策のため、緊急地震速報の利用等を促進するとともに、迅速化を推進する。
		政策の達成目標	全国の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、地震発生時における事業者自体の被害の軽減を図ることが重要である。 緊急地震速報受信装置等の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではなく後回しにされやすいため、本特例措置によりその整備を促進する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年延長を要望
		同上の期間中の達成目標	全国の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、地震発生時における事業者自体の被害の軽減を図ることが重要である。 緊急地震速報受信装置等の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではなく後回しにされやすいため、本特例措置によりその整備を促進する。
		政策目標の達成状況	平成23年3月の東北地方太平洋沖地震発生時には、緊急地震速報受信装置等が作動することで、エレベータや自動ドア、各種工業機器等の制御や館内放送が行われ、事前の避難行動や二次災害の防止に繋がり、地震被害を軽減させた。平成28年4月に発生した熊

			本地震においても、熊本県の近隣県において、緊急地震速報受信装置等が作動し、エレベーターや自動ドアの制御や館内放送が行われた事例が確認されている。また、令和4年3月に発生した福島県沖のM7クラスの地震においても、緊急地震速報の活用により、迅速な列車の停止に至った実績が報告されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	年7件 ※今般の拡充延長に伴い、対象地域が拡大するため、適用件数も増加する見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	全国対策は急務であり、引き続き緊急地震速報受信装置等の整備を推進していく必要がある一方、当該装置の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではなく後回しにされやすいため、本特例措置により設置事業者の費用負担を軽減することが有効である。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし	
	要望の措置の妥当性	緊急地震速報受信装置等の設置により大規模地震による被害の軽減を図ることが可能となるが、その設置に要する費用負担を軽減するため、本特例措置を講じることが必要である。 緊急地震速報受信装置の設置により、人々に自ら身を守るためのとっさの避難行動を促すことができること、また、緊急遮断装置は緊急地震速報受信装置又は感震装置により地震発生を感知した場合に有効に機能し、事業者被害の軽減に資することから、税制の適用条件は効果的に限定されており、必要最小限の措置となっている。	

これまでの 税負担軽減措置等 の適用実績と効果に 関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	令和2年度11件 令和3年度9件 令和4年度3件 令和5年度2件 令和6年度1件
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用実績：3,019千円（令和元年度） 57,929千円（令和2年度） 38,558千円（令和3年度） 23,804千円（令和4年度） 14,913千円（令和5年度）
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により緊急地震速報受信装置等の設置に係る事業者の費用負担を軽減することで、現行の対象地域における緊急地震速報受信装置等の整備についてはこれまで一定の実績が見られたところ。このため、引き続き事業者に対し緊急地震速報受信装置等を整備するインセンティブを付与する手段として、本特例措置は有効である。
	前回要望時の 達成目標	対象地域の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、地震発生時における事業者自体の被害の軽減を図ることが重要である。 緊急地震速報受信装置等の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではなく後回しにされやすいため、本特例措置によりその整備を促進する。
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理由	本特例措置による地震防災対策用資産の整備については、これまで一定の実績が見られており、また、当該装置が実際に活用され被害を未然に防いだ事例もあることから、地震被害の軽減や行政による災害初動期の応急対策活動の補完について一定の寄与があったものとする。
これまでの要望経緯		昭和58年度 創設（適用期限5年間、課税標準2／3）、昭和63年度 適用期限2年間延長、平成2年度 対象資産拡充、適用期限2年間延長、平成4、6年度 適用期限2年間延長、平成8年度 対象地域拡大、適用期限2年間延長、平成10年度 適用期限の2年間延長、平成12年度 適用期限2年間延長、課税標準引き上げ（2／3→3／4）、平成14年度 適用期限2年間延長、課税標準引き上げ（3／4→4／5）、平成15年度 対象地域の拡充及び廃止、課税標準の一部変更（2／3と4／5）、平成16年度 適用期限2年間延長、対象地域の一部廃止、平成17年度 対象地域の拡充、平成18年度 適用期限2年間延長、平成20年度 適用期限2年間延長、課税標準引き上げ（2／3→3／4）、平成21年度 対象資産の拡充及び廃止、対象地域の拡充、課税標準引き下げ（5年間3／4→3年間2／3）、平成22年度 適用期限4年延長、平成26年度 対象地域の拡充、適用期限3年延長、平成29年度 適用期限3年延長 令和2年度 対象地域拡大、適用期限3年延長、令和5年 適用期限3年延長